

入札に関する注意事項【電子入札用】

芦屋市 上下水道部 水道管理課

- 1 入札及び契約については、芦屋市水道事業会計規程、芦屋市水道事業契約規程その他関係法令に従うものとする。また、入札参加者は、兵庫県電子入札共同運営システム芦屋市上下水道部水道事業運用基準及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約を熟読し、その内容を承知して参加すること。
- 2 入札を希望しない場合には、入札書送信前に限り辞退することができる。
- 3 入札を辞退しようとするときは、電子入札システムにより入札辞退届を当該入札書提出締切日時までに送信すること。
- 4 入札書提出締切日時までに入札書の送信がなく、入札辞退届の送信もない場合、入札書提出締切日時の経過をもって失格とする。
- 5 建設工事の入札の際には、下記のこと留意して入札時に「工事費積算内訳書」（以下「内訳書」という。）を添付すること。添付がない場合は、入札に参加することはできない。
 - (1) 入札金額に対応した内訳書を添付すること。
 - (2) 添付する内訳書の様式については、電子入札システムからダウンロードしたものとする。ファイル名の末尾に入札参加者の名称を追記し、電子入札システムを利用し、送信すること。
 - (3) 「入札金額」と「積算金額」は同額とすること。「積算金額」が「入札金額」を上回る場合については、値引き等により処理し同額とすること。この場合（積算金額－値引等＝入札金額）の表示がわかるように作成すること。
 - (4) 「入札金額」が「積算金額」を上回る場合は無効となるため、内訳書の作成に当たっては十分注意すること。
 - (5) 添付のあった内訳書の内容について説明を求める場合があるため、積算に当たっては、電子入札システムからダウンロードした金抜き設計書を使用し、積算書全体を用意しておくこと。ただし、任意の様式でも、上記金抜き設計書の内容を具備したものであれば差し支えないものとする。
- 6 入札書は、指定の期間内に電子入札システムにより送信すること。
- 7 入札金額は、消費税を抜いた金額で入力すること。
- 8 入札参加者は、入札に関する注意事項、指導事項、仕様書、図面及び契約書案等を熟知の上、入札すること。これらの内容について疑義があるときは、関係職員の説明を求めること。入札後において、入札に関する注意事項、指導事項、仕様書、図面及び契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 9 芦屋市契約規則第11条又は次の各号に掲げる、いずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札通知書を受領しない者又は現場説明を受けない者のした入札
 - (2) 最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格未満の価格での入札
 - (3) 予定価格を超えた価格の入札
 - (4) 再度入札を行った場合において、当該入札前に入札における有効な入札のうち、最低入札価格以上の価格での入札
 - (5) 入札金額が積算金額を上回る価格での入札
 - (6) 無効な入札をした者を除き、入札者が1人の場合においてその者がした入札。ただし、予定価格が非公表である案件について予定価格を超えた価格の入札、最低制限価格未満の価格での入札及び入札金額が積算金額を上回る価格での入札をした者が無効であることにより入札者

が1人となった場合はこの限りでない。

- 10 再度入札を行う場合は、前回の入札において、入札に参加しなかった者又はこの入札に関する注意事項に反し無効の入札を行った者については、再度入札に参加することはできない。
- 11 入札者が連合し、又は不正不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 12 入札書を送信後、入札金額の変更又は取消しはできない。
- 13 指名通知書を受領した者であっても、入札時点において参加資格がない者は入札に参加できない。
- 14 無効な入札のみであった場合、入札を中止する。
- 15 落札者となるべき同一価格で入札した者が2人以上あるときは、電子入札システムにおける電子くじによるくじ引きで落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじ引きを辞退することはできない。
- 16 落札決定後、契約締結までの間に、落札した者が芦屋市契約規則第2条各号による入札参加の資格制限又は指名停止を受けたときは契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。
- 17 落札者は、契約書に記名押印して、落札決定の日から起算して5日以内にこれを提出しなければならない。契約書を提出しないときは、その落札は無効とする。

【指 導 事 項】

- 1 工事の施工に当たっては、災害の防止に努めるとともに、万一に備えて労働者災害補償保険及び第三者に対する損害賠償責任保険等に加入すること。
- 2 建設労働者の福祉対策として、建設業退職金制度等に加入すること。
- 3 下請業者の選定並びに建設資材等を購入する場合は、できる限り市内業者を活用すること。
- 4 下請負については、建設業法で一括して他人に請負わせ又は請負ってはならないことになっているので遵守すること。
- 5 元請人は、下請負代金や支払条件の決定に当たっては、建設業法その他関係法令を遵守し、下請負人等にしわ寄せが生じないよう努めること。
- 6 工事の施工に当たって、主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされるものについては、建設業法で定める資格を有する者を適正に配置すること。
- 7 元請業者は、工事の施工に当たって、建設廃棄物の適正な処理を行うため、自らの責任において、処理業者等との協力体制を確立し、円滑な運営を図れるよう努めること。